



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.104

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
e-mail : kirin@sr-kirin.jp



2024 年(令和 6 年)6 月号

重要改正

令和6年分所得税の定額減税 フローチャートで確認

会社などにお勤めの方についての所得税の定額減税は、「令和 6 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、ここでは「扶養控除等申告書」といいます）を提出している勤務先において行う必要があります。国税庁が給与所得者の方向けに作成したリーフレットに、定額減税の対象となるかどうかなどを確認できるフローチャートが掲載されています。

……………令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー(国税庁のリーフレットより一部抜粋)……………

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start !

6 月 1 日までに「扶養控除等申告書」を勤務先に提出していますか？

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族はいますか？

Yes

6 月 1 日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からあなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等^(注2)の人数×30,000円の合計額が控除されます。^(注1)

No

No

扶養控除等申告書を提出していない勤務先においては、令和 6 年分の所得税について定額減税を受けることはできません。
※確定申告の際に定額減税を受けることができます。

6 月 1 日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。^(注1)
※追加の手続きはありません。

○定額減税額の例

同一生計配偶者等が
1 人の場合： 60,000円
2 人の場合： 90,000円
3 人の場合： 120,000円
4 人の場合： 150,000円



(注) 1 6 月 1 日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後の給与等（令和 6 年分）に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

2 非居住者である同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

STEP 2 に進む

★給与計算実務において、定額減税の対象となる給与所得者（社員）に対し、まずは、令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務を行う必要があります。定額減税について不明な点がある場合は、気軽にお声掛けください。

法改正

雇用保険法 改正決定！！

労働保険年度更新の季節となりました。皆様、給与情報のご提供にご協力ありがとうございます。さて、令和 6 年 5 月 17 日の官報に雇用保険法の改正が公表されました。

1. 【失業保険給付制限短縮】 2 カ月間

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日施行

1 カ月

2. 【適用拡大】

週 20 時間労働

2028 年（令和 10 年）10 月 1 日施行

週 10 時間

- 自己都合で退職した場合、一定期間経過しないと失業保険を受給できません（給付制限）。この期間が 2 か月間から 1 か月間に短縮されます。
- 短時間労働者の雇用保険加入要件は、所定労働時間が週 20 時間以上ですが、令和 10 年 10 月から、週 10 時間以上で対象となります。

新しい法律が11月にスタート「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

令和5年5月12日に公布されたこの法律が、今年の11月1日に施行となりました。

正式名称「**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**」です。

事業主が人を雇用する場合、労働基準法を遵守する必要がありますが、「雇用契約」ではなく「業務委託契約」という形式であれば、労働基準法の適用を受けません。

この新しい法律は、労働基準法の適用を受けない、業務委託契約を規制する法律です。

「請負扱い」という言葉を耳にすることがありますが、今後注意が必要になります。

この法律の対象となるのは、以下の方々です。

【特定受託事業者】

業務委託契約の相手方であり、**従業員を使用しないもの**

【特定受託業務従事者】

特定受託事業者である個人・法人代表者個人

【特定業務委託事業者】

特定受託事業者に業務委託する事業者であり、かつ以下のいずれか

- (1) **従業員を使用**する個人
- (2) **従業員を使用**する法人（役員が複数いるものを含む）

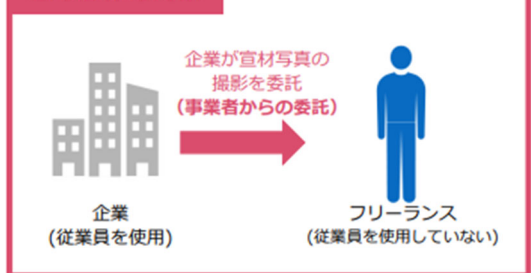


平たく言うと・・・

請負や業務委託の形式をとっていても、労働基準法における労働者保護の内容の一部が適用されるようになります。詳細は、施行日が近づきましたら詳しくお知らせいたします。

令和6年11月1日施行

この法律の対象



受動喫煙防止対策助成金 令和6年度の申請受付を開始！！

健康増進法の改正により、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。愛煙家には非常に厳しい時代ですね。男性の喫煙率は20年前の約50%から、その半分の25%まで減少しています。

とは言え、飲食店ではタバコが吸える店を探す方もまだ多くいらっしゃいます。

「既存特定飲食提供施設」を営む事業主が、喫煙(分煙)設備を投資する際に助成金が申請出来ます。

助成金上限・・・100万円（工事費、機械装置費等の2／3または1／2）

参考【日本の喫煙率】男性：25.4% 女性：7.7%【40歳代の喫煙率】男性：34.6%女性：11.6%

おしらせ

運行管理者資格合格のご報告

きりん事務所のご報告です。今年は新たに1名、上原冬樹が運行管理者資格試験に合格することが出来ました。様々な業種の中小企業の皆様に、より適切な労務管理のご提案が出来るよう、スタッフ一同、日々精進しております。今年は訓練休暇制度の導入が私の目標の一つです。訓練休暇制度も助成金の対象。厚労省の助成金要件をすべてクリアしていけば、本当に働きやすい企業に育っていくと実感します。なかなかいい指標です。



◆武田信玄の名言◆ 一生懸命だと知恵が出る 中途半端だと愚痴が出る いい加減だと言いつける

「言いつけるな」これは私が父から学んだ一番印象に残る教えです。父の会社で経営を学んだ7年間、たいそう失敗も重ねました。「お前さんが悪い訳じゃないことは分かっている」でも、「言いつけをしちゃダメだ」と、怒るわけではなく静かに言われた言葉です。いい加減でなくても人はみな、言いつけをしたいものだと思います。でも、言いつけをしない人って、カッコいいですね。

今月は、戦国時代最強の武将と言われた一人 武田信玄の名言をご紹介しました。